

こども家庭センターの所管区域等の見直しについて

1 要旨・目的

こども家庭センターの体制強化の一環として、相談者の利便性の向上及び各センターの相談対応件数の適正化を図り、増加する児童虐待相談等に、よりきめ細やかに対応するため、所管区域等を見直すこととし、西部こども家庭センターに東広島支所を、東部こども家庭センターに三原支所を新設するとともに、安芸高田市を北部こども家庭センターの所管に変更する。

2 現状・背景

- 児童虐待相談対応件数が年々増加し、事案が複雑・困難化する中、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターの対応件数はいずれも1,400件を超えるなど負担が大きくなっている。
- 遠方の市町ではセンターまでの所要時間が1時間以上かかるなど、緊急時の対応や相談へのきめ細やかな対応が困難になっている。
- 児童福祉法施行令の改正に伴い、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準が示された。

【3センターの児童虐待相談対応件数】

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談対応件数	1,559	1,850	1,890	2,066	2,053	2,243	2,787	2,868	2,956	3,131

※各センターの対応件数 (R4) : 西部 1,466件 東部 1,526件 北部 139件

3 概要

(1) 対象者

支援を必要とする子供及びその家族等

(2) 事業内容

ア 所管・担当区域

こども家庭センターの相談援助機能や市町援助機能などの役割を踏まえ、市町の区域を最小単位とし、市町別の対応件数の動向や相談者の利便性等を考慮し、各センターの担当地域を決定する。

▶ 西部こども家庭センター

- ・ 相談対応件数が多く、人口が増加している東広島地域に支所（東広島支所）を新設することとし、相談者の利便性を考慮し「竹原市、東広島市、大崎上島町」を担当区域とする。
- ・ 相談者の利便性を考慮し「安芸高田市」を北部こども家庭センターの所管区域に変更する。

▶ 東部こども家庭センター

- ・ 福山市に次いで相談対応件数が多い尾三地域に支所（三原支所）を新設することとし、相談者の利便性を考慮し「三原市、尾道市、世羅町」を担当区域とする。

イ 支所の設置場所

県有施設の活用を基本に、相談者の利便性の観点から交通事情等を考慮して決定する。

支所名	設置場所
西部C 東広島支所	旧 広島県立障害者療育支援センター「わかば療育園」 (東広島市八本松町米満 198-1)
東部C 三原支所	広島県東部建設事務所三原支所庁舎 (三原市円一町二丁目4-1)

ウ 見直し後の各センターの概要

センター名 区分	西部C	西部C 東広島支所	東部C	東部C 三原支所	北部C
所管・担当 区域	呉市、大竹市、 廿日市市、江田 島市、府中町、 海田町、熊野 町、坂町、安芸 太田町、北広島 町 (10市町)	竹原市、 東広島市、 大崎上島町 (3市町)	福山市、 府中市、 神石高原町 (3市町)	三原市、 尾道市、 世羅町 (3市町)	三次市、 庄原市、 安芸高田市 (3市町)
センターの 設置場所	広島市	東広島市	福山市	三原市	三次市
人口	516,724人	227,759人	506,835人	236,868人	110,762人
児童人口	74,972人	35,881人	79,252人	32,587人	14,805人
面積	2,083 km ²	797 km ²	1,096 km ²	1,035 km ²	2,562 km ²

※下線部分：変更箇所

センター名		西部C	西部C 東広島支所	東部C	東部C 三原支所	北部C
児童	児童相談所	○	○	○	○	○
	一時保護所	○		○		
女性	婦人相談所	○				
	一時保護所	○				
知的障害者更生相談 所		○	○	○	○	○
配偶者暴力相談支援 センター		○	○	○	○	○

エ 実施時期

安芸高田市の所管区域の変更 令和6年4月
支所の設置 令和7年4月

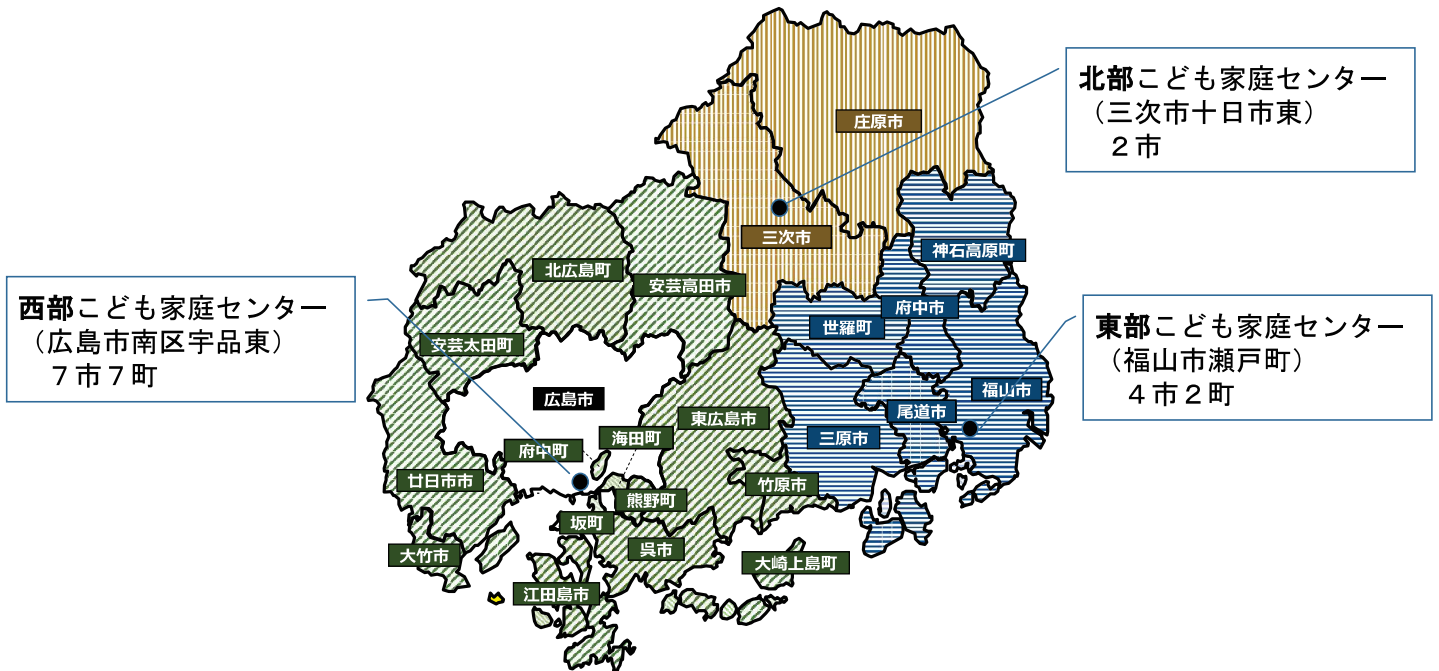
(3) スケジュール (予定)

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
議会		●常任委員会 ●6月定例会 (補正予算)		●R6 当初予算		●R7 当初予算	
条例・規則		●行政機関設置条例改正				●規則等改正	
安芸高田市 所管変更			引継	●所管変更			
工事等	東広島支所	●入札 実施設計		●入札 工事	●移転 ・準備		
	三原支所	●入札 実施設計		●入札 工事	●移転 ・準備		

(4) 予算

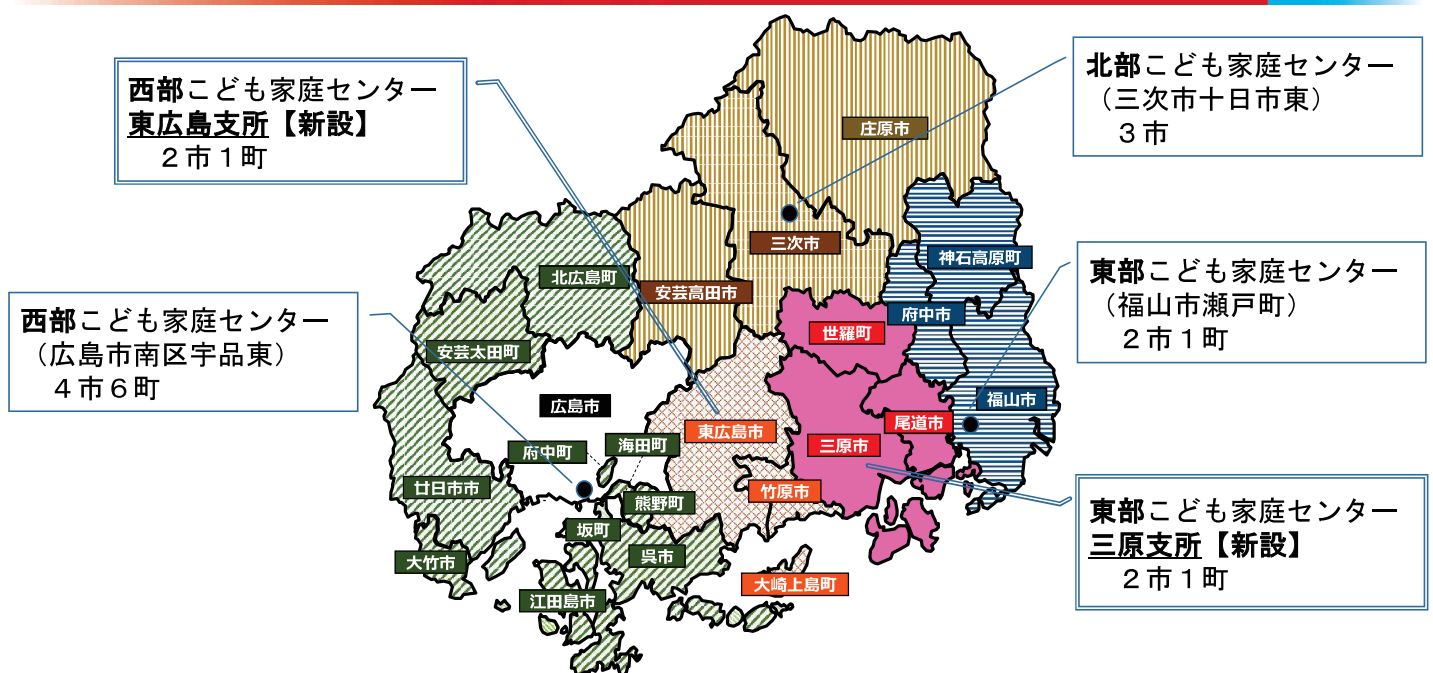
17,901 千円 (支所設置に伴う実施設計費用として6月定例会に提案予定)

現在の県子ども家庭センター（3所）の所管区域



広島県庁/Hiroshima Prefectural Government

見直し後の県子ども家庭センター（5所）の所管・担当区域（案）



広島県庁/Hiroshima Prefectural Government